

公共樹及び取付管設置基準

令和6年4月1日
岡崎市上下水道局上下水道部

1. 公共樹

(1) 位置：公道と民地との境界線付近（官民界から1.0m民地内）とすること。

※狭あい道路の場合は建築基準法に基づく道路後退線から1.0m以内とすること。

水道メーター、雨水最終樹との離隔を外々同士で30cm以上確保すること。

原則として道路面と同じ高さを基本とするが、段差が生じる場合は道路面と宅地面の高低差1.2m以内に設置すること。

(2) 構造及び材質：塩ビ製公共樹Φ200mm、標準深さ80cm（最小深さ60cm）とすること。

(3) 樹深 $H < 2,000$ mm：塩ビ樹とすること。

樹深 $H \geq 2,000$ mm：0号人孔とすること。

※公共施設や集合住宅など流入管が多い又は口径が大きい場合：0号人孔とすること。

(4) 合流区域のます構造は逆流抑止機能付きとし、蓋は圧力開放機能を有し飛散防止のためのロック構造のものとする。

(5) 蓋は、岡崎市章マーク入りの蓋とする。また、総重量2tを超える車両が通行するところ及び不特定多数の車両が通行する場所等には、鋳鉄製防護蓋を設置すること。

(6) 本基準に適合しないものを使用したい場合は、事前協議を行うこと。

2. 取付管

(1) 材質：硬質塩化ビニル管（VU）とすること。

(2) 最小管径：φ100mm（污水管）とすること。

φ150mm（合流管、雨水管）とすること。

(3) 平面配置：道路に対し直角且つ直線とすること。支管口は90°支管を使用すること。

取付管の間隔：管中心同士から1.0m以上離すこと。

人孔との間隔：人孔と取付管との間隔は外々同士で1.0m以上離すこと。

(4) 勾配及び取付配置：勾配は10%以上とすること。

位置は本管の中心線から上方に取付けること。（管頂から60°の間に取付）

(5) 耐震性を持たせるため、公共樹接続部と支管口接続部は自在曲管を使用すること。

直管部が4mを超える場合は、4mを超える毎にゴム輪接合を1箇所設けること。

- (6) 良好な維持管理のため、曲管の使用は以下のとおりとすること。
- 取付管径φ100mm：45°以下の自在曲管、または60°以下の曲管
- 取付管径φ150mm：60°以下の自在曲管、または60°以下の曲管
- (7) 汚水溜り防止のため、自在曲管を使用する際は鋭角方向に5°以上折って使用すること。
- 逆方向への折れや曲げ角度無しでの使用は不可とする。
- (8) 曲管使用は原則2個以内とし、連続使用は不可とする。
- (9) B型・C型の公共樹の場合、公共樹接続部は75°以下の自在曲管を使用すること。
- (10) 本管土被りが1.0mを下回るような浅い場合は、支管口に90°自在支管を使用することができる。
- (11) 本管土被りが1.5mを超えるような深い場合は、支管口に90°自在支管、公共樹接続部に自在曲管0°を使用し、取付管立上げ部で曲管を1個追加使用することができる。(90°支管口に0°自在曲管でも良い)
- (12) ハイセラミック管への支管取付は削孔を行うと本管を破損させる恐れがあるため、支管取付部上下流それぞれ1mの範囲を硬質塩化ビニル管に布設替えを行うこと。支管取付部上下流1mの範囲に継手がある場合は、継手部からの布設替とする。
- (13) 支管接合の際は「焼きなまし番線を締め込み支管を圧着する方法」または「接合部内外に角材を当て番線で圧着する方法」を基本とし、接合材が硬化するまで外力をかけないこと。
- 塩ビ管についてはワンタッチ支管を使用できるものとする。管更生を行う可能性が見込まれる陶管・コンクリート管に使用するワンタッチ支管は管更生後のしわが6mm以下となる部材を選定すること。なお、管更生された管への支管接合については、別途協議を行うこと。
- (14) カメラ検査では、Φ90mmのカメラが本管まで到達する事を合格の前提とする。
- (15) 本基準に定義されていない事項、またはやむを得ず本基準による施工が出来ない場合は、事前協議を行うこと。

附 則

平成	27年	4月	1日	
令和	3年	4月	1日	改訂
令和	5年	4月	1日	改訂
令和	6年	4月	1日	改訂